

◎保育の利用基準表

		保護者の状況	基準指数	
類型	細目			
居宅外労働	週5日以上	1箇月、160時間以上の就労を常態とする場合	50	
		1箇月、140時間以上160時間未満の就労を常態とする場合	49	
		1箇月、120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合	47	
		1箇月、100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	40	
		1箇月、80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合	38	
		1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	34	
		1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合	29	
	週4日	1箇月、128時間以上の就労を常態とする場合	47	
		1箇月、120時間以上128時間未満の就労を常態とする場合	45	
		1箇月、100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	39	
		1箇月、80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合	37	
		1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	33	
		1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合	28	
	週3日	1箇月、96時間以上の就労を常態とする場合	37	
		1箇月、80時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	35	
		1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	32	
		1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合	27	
	週2日以下	1箇月、64時間以上の就労を常態とする場合	30	
		1箇月、48時間以上64時間未満の就労を常態とする場合	25	
	居宅内労働	週5日以上	1箇月、160時間以上の就労を常態とする場合	45
			1箇月、140時間以上160時間未満の就労を常態とする場合	44
1箇月、120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合			42	
1箇月、100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合			35	
1箇月、80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合			33	
1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合			29	
1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合			24	
週4日		1箇月、128時間以上の就労を常態とする場合	42	
		1箇月、120時間以上128時間未満の就労を常態とする場合	40	
		1箇月、100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	34	

居宅内労働	週4日	1箇月、80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合	32	
		1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	28	
		1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合	23	
	週3日	1箇月、96時間以上の就労を常態とする場合	32	
		1箇月、80時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	30	
		1箇月、60時間以上80時間未満の就労を常態とする場合	27	
		1箇月、48時間以上60時間未満の就労を常態とする場合	22	
	週2日以下	1箇月、64時間以上の就労を常態とする場合	25	
		1箇月、48時間以上64時間未満の就労を常態とする場合	20	
妊娠・出産		産前及び産後の休養中の場合	40	
疾病	入院	現に入院している場合又は入院が確実に見込まれる場合	50	
	居宅内	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある場合又は精神性若しくは感染性の疾病である場合	50	
		病中病後の療養中で、週3日以上通院を常態とする場合	30	
		病中病後の療養中で、上記以外の場合	20	
障害	身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の障害を有する場合		50	
	身体障害者手帳3級若しくは4級又は愛の手帳3度若しくは4度の障害を有する場合		30	
介護等	長期入院等をしている親族の介護等	週5日以上	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護し、又は看護している場合	40
		週3日又は4日	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護し、又は看護している場合	30
	在宅介護等	同居の親族の介護等	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある者又は精神若しくは身体に障害を有する者を介護又は看護している場合	40
		同居していない親族の介護等	要介護3～5の状態にある親族を、その者の自宅で介護又は介護している場合	25
災害復旧		火災その他の災害による家屋等の損傷復旧に当たっている場合	50	
不存在		保護者のいずれかが死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合	50	
求職活動		求職活動を常態としている場合	20	
就学等	1月120時間以上就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		40	
	1月48時間以上120時間未満就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		25	
その他		上記の細目に掲げるもののほか、保育を必要とすると認められる場合	利用調整会議で定める。	

備考

- 1 「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（原則として児童の親権者である父及び母をいうが、これらの者が監護することができない場合は、現に当該児童を監護する未成年後見人その他の者をいう。）
- 2 基準表を児童の保護者それぞれに適用し、その基準指数及び世帯の基準指数を算定する。
- 3 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち主たるものの基準指数（ひとり親（父又は母のいずれか一方が死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合の他方をいう。以下同じ。）にあっては、不存在の基準指数及び他の該当する細目のうち主たるものの基準指数の合計数）とする。
- 4 世帯の基準指数は、保護者それぞれの基準指数の合計数とする。
- 5 調整指数は、次のとおりとする。

世帯の状況			調整指数	備考	
申請世帯の状況	1	ひとり親	ひとり親になって3箇月以内の世帯	+8	いずれか一つ
	2	世帯	ひとり親になって3箇月を経過した世帯	+7	
	3	保護者のいずれかが育児休業又は育児休業と同様の休業で事業主が証明したものの終了後、元の職場に復帰する世帯（職場復帰をする月を含めて3箇月以内の世帯に限る。）		+5	いずれか一つ
	4	生活保護受給世帯		+3	
	5	保護者のいずれかが求職活動の類型に該当し、かつ、その者が生計の中心者である世帯		+3	
	6	過去6箇月分以上の保育料を滞納している世帯		-3	
保護者の就労状況	7	保護者が共に居宅外労働に該当する世帯（ひとり親の場合はその者が該当する世帯）		+3	
	8	単身赴任し	海外赴任等	+2	
	9	ている世帯	国内赴任等	+1	
	10	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士として就労している世帯		+1	
児童の状況	11	利用を希望する児童に障害があり、当該児童が保育所等を利用することが可能であると認められる場合		+6	いずれか一つ
	12	地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園する児童で、引き続き保育所等（地域型保育事業を除く。）の利用を希望する場合		+5	
	13	兄弟姉妹で	同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が3人以上となる場合	+4	
	14	同じ保育所等	同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が2人となる場合	+3	
	15	を利用することを希望している世帯	児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している場合	+3	

- 6 同一指数時の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	条件
1	ひとり親世帯
2	類型間の優先順位（①～⑧の順） ①災害復旧 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④居宅内労働 ⑤介護等 ⑥就学等 ⑦妊娠・出産 ⑧求職活動 ※保護者それぞれの類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
3	児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している世帯又は兄弟姉妹で同時期に同じ保育所等を利用することを希望している世帯
4	保護者の就労時間が長い世帯
5	低所得世帯